

特記仕様書

令和7年度

町道西畑線凍雪害防止（流雪溝）工事（第1工区）

特記仕様書

（当初）

大石田町 建設課

特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和7年4月」に準じて実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和7年4月以降に一部改定された内容は以下のホームページに掲載されているので、令和8年3月26日までの改定内容についても適用するものとする。

※ 共通仕様書の一部改訂内容は以下ページから確認できます。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

【入札・契約】

1-1 余裕期間制度の適用除外

本工事は、山形県県土整備部余裕期間制度実施要領に定める余裕期間制度の適用対象とならない工事である。

1-2 工期

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項・条件を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率 ※施工に必要な実日数に対し、休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数	0.84

1-3 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員へ提出し共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）及び処理期限等を監督職員と協議し明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責めによらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

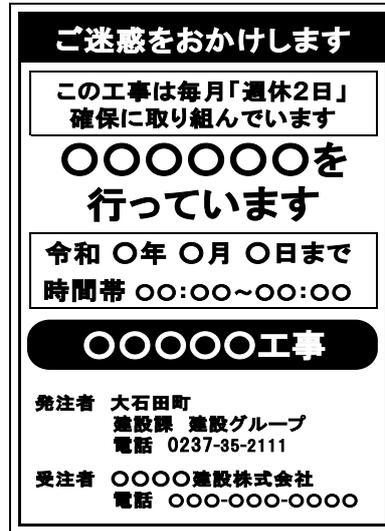
- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日数が多く発生した場合
- ③ 工事の全部又は一部の施工の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

1-4 週休2日確保工事

1. 本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「大石田町建設工事週休2日確保工事实施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 発注者は、当初（発注）時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。なお、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算す

るものとする。

3. 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日（土日）の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行するものとする。
4. 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（土日）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



(図) 工事名標示板への明示の例

1-5 請負代金額内訳書

1. 本工事は、共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1-1-6 第1項に規定する請負代金額内訳書の提出対象工事とする。
2. 請負代金額内訳書は、工事の変更契約を行った場合も提出するものとする。ただし、変更内容が工期や数量のわずかな増減等の軽微な変更で請負代金額内訳が大きく変わらない場合は、提出を省略できるものとする。

1-6 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書（様式第10号の3）により監督職員に提出しなければならない。

1-7 中間前金払

1. 契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第10号の2）に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書（様式第10号の3）の写しを添えて提出するものとする。

1-8 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

【技術者配置】

1-9 技術者の工事の兼務等

1. 現場代理人

現場代理人については、「山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて」（令和6年12月23日付け建企第439号）によるものとする。
なお、本通知は、山形県県土整備部建設企画課のホームページを参照のこと。

(https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html)

山形県県土整備部建設企画課ホームページ「入札・契約関係様式ダウンロード」
⇒「現場代理人常駐義務緩和規定」

【建設工事円滑化推進会議等】

1-10 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集 山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

【施工方法等】

1-11 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン（RC-40）として再資源化している再資源化施設

【アスファルト・コンクリート塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設（アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可）

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。

【コンクリート塊】

① 受け入れ場所 : 大石田町大字鷹巣字南原48-27

② 再資源化施設名 : (有)北郡リサイクルセンター

【アスファルト・コンクリート塊】

特記仕様書

- ① 受け入れ場所 : 大石田町大字鷹巣字南原48-27
- ② 再資源化施設名 : (有) 北郡リサイクルセンター
3. 落札者は、契約締結前、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等に変更する場合は、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第2項で規定する契約前の説明において変更内容の説明を行うものとする。
- なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。
- また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。
4. 受注者は、契約締結後、自らの都合により、建設工事請負契約約款様式第1号の2(解体工事に要する費用等調書)への記載内容と別の方法等に変更する場合には、あらかじめ監督職員へ工事打合簿等で説明を行い承諾を得るものとする。
- その後、変更契約を締結する場合には、建設工事請負契約約款様式第8号の2(解体工事に要する費用等調書)へも変更内容を記載しなければならない。
- なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。
- また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。
5. 土木共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第4項に規定する再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)作成は、「建設副産物情報交換システム-COBRI S-」((財) 日本建設情報総合センター(JACIC) Web版入力システム)により行う。
- なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分(技術管理費)に含まれている。
6. 本工事で発生する建設副産物のうち、山形県内の最終処分場に搬入される建設廃棄物については、産業廃棄物の処理にかかる税(山形県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。

【施工管理・検査】

1-12 施工管理

1. 主たる工種

- (1) 本工事における「主たる工種」は下記の工種とし、出来形管理図表(出来形測定結果表及び出来形図)及び品質管理図表のほか、出来形及び品質のばらつきが判断できる資料として、工程能力図又は、度数表(ヒストグラム)を作成し提出するものとする。

なお、受注者が施工管理上必要なものなど、これ以上の作成を妨げるものではない。

【主たる工種】

工 種	工種レベル	備 考
流雪側溝工	レベル2	

土 工	レベル2	
-----	------	--

- (2) 「主たる工種」については、関連する共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）の出来形管理基準、品質管理基準に定めのある基準値及び規格値すべてについて工程能力図又は、度数表（ヒストグラム）を作成し、提出することを原則とするが、測定数が5点未満の場合については、監督職員と協議し省略することができるものとする。

1-13 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL : <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL : https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準（デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第2項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【工程管理関係】

1-14 関係機関との協議事項（工程関係）

1. 本工事において、他の管理者等により施工時間帯等の制約を受けた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-15 工事支障物件に関する事項（工程関係）

1. 施工にともなって、支障となる物件が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

【安全確保関係】

1-16 工事名標示板に関する事項（安全確保関係）

1. 工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	流雪溝整備工事中
工事内容の説明	流雪溝を新たに設置しています。

1-17 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通誘導員の配置

流雪側溝工、舗装復旧工、構造物撤去工及び仮設工の施工にあたっては、施工箇所起終点に交通誘導員を各1名ずつ配置するものとし、詳細について監督職員と協議しなければならない。

なお、交通管理者との協議により、配置計画について上記以外の条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 車両乗入部等工事の際に覆工（鉄板を含む）等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 施工にともない段差すりつけが必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-18 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

（1）緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもの

で、監督職員の指示により巡回を行うものである。

(2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を構ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。

(3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。

(4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。

3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-19 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。

2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

【環境保全関係】

1-20 施工方法、時間の制限に関する事項（環境対策関係）

土工の施工に使用する建設機械は、排出ガス対策型によるものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、使用する建設機械は、写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。

1-21 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第2章 土 工

2-1 残土受入地

工事により発生する残土は原則として現場内または工事間利用を行うものとする。現場内または工事間利用できない残土については、大石田町大字海谷地内（大石田町大字海谷字上原800-19）に運搬するものとする。なお、設計に計上していない不測の事態が生じた際の運搬方法、距離、整理方法については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2-2 一 般

1. 施工にともない、防じん処理の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. タイヤ洗浄施設の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

3-1 配 合

1. 下記工種のコンクリートは、共通仕様書（参考資料） レディーミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。

工 種	区分番号	呼び強度	摘 要
基礎コンクリート 勾配調整コンクリート 間詰めコンクリート 集水桝・街渠桝	②	18 N/mm ²	18-8-40

第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

1-1 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	使 用 箇 所	摘 要
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤工	
再生クラッシャーラン	粒径0~40mm (無規格品)	流雪側溝工	
再生As合材	再生密粒度As(13F)	アスファルト舗装工 (車道・路肩部)	

- 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料（新材の碎石、ズリ、コンクリートを製造し破碎したもの等）が混合されていない状態のものをいう。
- 下層路盤材に使用する再生碎石（RC-40）は下記の品質基準を満足するものとする。
 - ・修正CBR
下層路盤材 修正CBR値 40%以上
 - ・粒度範囲
骨材のふるい分け試験方法 JIS A 1102 により、粒度が土木工事共通仕様書第2編材料編2-3-3表2-4に適合すること。
 - ・塑性指数（下層路盤材の場合のみ）
土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205 により、塑性指数PIが6以下であること。
 - ・すりへり減量
粗骨材のすりへり減量試験 JIS A 1121 により、すりへり量が50%以下であること。
 - ・アスファルト塊混入率
再生骨材に含まれるアスファルト塊が70%以下であること。

1-2 山形県リサイクル認定製品

土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-12リサイクル認定製品に規定する「山形県リサイクル認定製品」は、山形県の環境エネルギー部循環型社会推進課のホームページにより確認することができる。

<https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/recycle/recyclesystem/index.html>

1-3 セメントコンクリート製品

- 工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	工 種	摘 要
-------	-----	-----	-----

特記仕様書

自由勾配側溝（縦断用）	400×1500×2000 400×1600×2000 400×1700×2000	流雪側溝工	
自由勾配側溝（横断用）	400×1400×2000	流雪側溝工	
自由勾配側溝コンクリート蓋（車道用）	400用	流雪側溝工	

2. 品名は監督職員の承諾を得て使用するものとする。

1-4 瀝青材料

1. 工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	工 種	摘 要
プライムコート	PK-3	アスファルト舗装工	

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

1-1 段階確認

共通仕様書 第3編 土木工事共通編 1-1-2 監督職員による確認及び立会等 により指定された工種及び山形県建設工事監督技術基準の別表1に、次の工種を追加するものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期
作業土工	機械床掘	完了時
流雪側溝工	自由勾配側溝設置工	基礎コンクリート打設完了時、埋戻前

第2章 一般施工

2-1 瀝青材料の散布

1. プライムコートの使用量は、 $1.20 / m^2$ を標準とする。

位置図

